

「南富良野町空き家バンク」に登録しませんか？

町では利用されていない家屋や土地、店舗を有効活用し、移住定住促進による地域活性化並びに景観や治安の悪化を防ぐことを目的として「空き家バンク登録制度」の利用を進めています。

- 登録対象物件 町内にある利用されていない住宅や店舗、事務所などの建物及び土地
- 情報周知方法 登録情報を町ホームページやソーシャルネットワーキングサービス（フェイスブック）、南富良野鉄道員メールなどを活用し、町内外問わず対象物件の情報を発信します。
- 登録方法 この制度を希望される方（登録物件の所有者）は、登録物件の情報を企画課企画振興係までお申込み願います。
情報内容：物件の概要や賃貸、売買などの希望
登録費用は一切かかりません。
- その他 物件の利用希望者とは直接当事者間でお話しをしていただきます。
町では当事者間の交渉の仲介はいたしません。

○問い合わせ先：企画課企画振興係 ☎ 52 - 2115

住民自主企画活動支援事業

トップデモによるスノーボード講習会

町内に居住するスノーボーダーの技術向上を図るため、JSBAトップデモによる講習会を開催します。ぜひこの機会に参加してみたいはいかがでしょうか？

- 日時 3月8日（土）9時から16時まで
- 会場 国設南富良野スキー場
- 講師 奥山 麻紀氏（公認A級インストラクター）
- 参加費 500円（保険等については各自でご加入願います。）
- 定員 10名
- 対象者 町内スノーボード愛好者（上・中級者）
- 内容 ・参加者のスキルチェック・技術向上のための改善点をレッスン
・トップデモによるデモンストレーション 他
- その他 スキー場リフト券は各自でご用意願います。
- 申込先 南富良野ネイチャーセンターNRA
※スノーボード講習会の件とお伝えください。

●問い合わせ先：南富良野ネイチャーセンターNRA ☎ 38 - 4150

「米トレーサビリティ法」をご存知ですか？

食品事故や産地偽装など問題がある米穀が流通した際に、速やかに流通ルートを特定し、販売中止や回収等を行うために、米穀取扱事業者間の取引記録の作成・保存が義務付けられています。

また、消費者等利用者サービスの向上を目指し、産地情報の伝達が義務付けられています。

生産者、流通業、米加工品製造、小売販売業、外食業等の各事業者で、米穀や米飯・米加工食品等を販売・提供する事業者は、この法律に該当します。

1 取引記録の作成保存方法

米穀商品の仕入・出荷の際には、①品名、②産地、③数量、④取引年月日、⑤取引先、⑥搬出した場所を記録した帳簿か伝票類を3年間保存すること。

2 産地情報の伝達方法

米穀商品の生産・販売事業者は、伝票類（納品書、請求書、領収書等）に産地情報を含む取引記録、もしくは米袋が商品で産地情報を伝達します。外食店、仕出し、弁当、宅配、出前等で米飯類を提供する事業者は店舗において「〇〇産米使用」の産地伝達を張り紙かメニューでお客様（消費者）にお知らせするか、宅配・出前等では伝票類やチラシ、はし袋等で産地伝達をする方法もあります。

※詳細については、農林水産省ホームページの「米トレーサビリティ法」をご覧ください。北海道農政事務所 旭川地域センター（☎ 0166 - 76 - 1277）にお問い合わせください。

広報みなみふらの

お知らせ版

2014.2.15

No.299

